

法務省告示日本語教育機関の役割

一般財団法人 日本語教育振興協会 理事

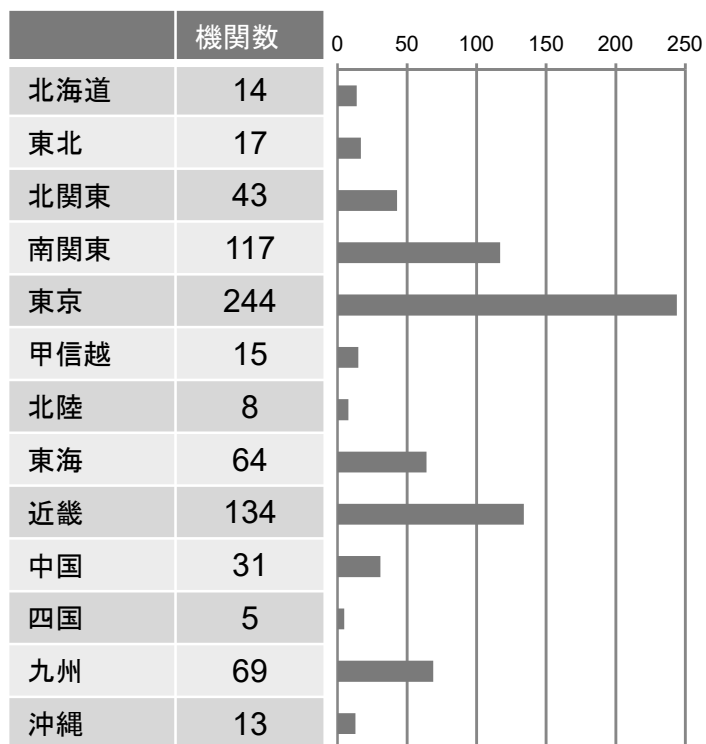
学校法人瓜生山学園 京都文化日本語学校 校長

山口 修

法務省告示日本語教育機関数

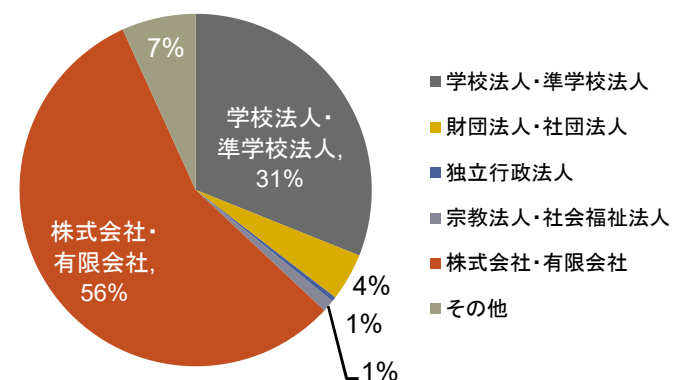
774機関

令和元年12月31日現在

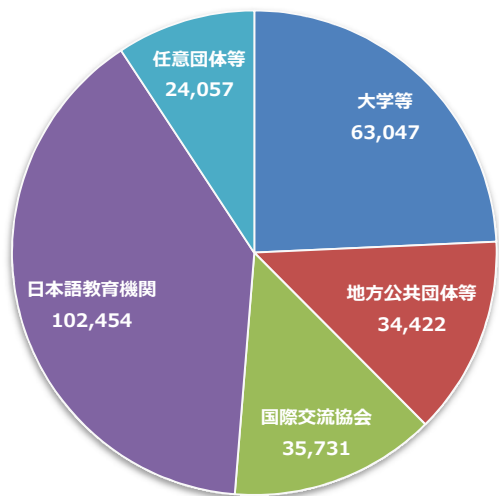


設置者	機関数
学校法人・準学校法人	142
財団法人・社団法人	20
独立行政法人	2
宗教法人・社会福祉法人	5
株式会社・有限会社	257
その他	31
合計	457

対象:「平成29年度日本語教育機関における外国人留学生への教育の実施状況の公表について」(文部科学省)掲載された機関。(廃校等の機関を除く。)

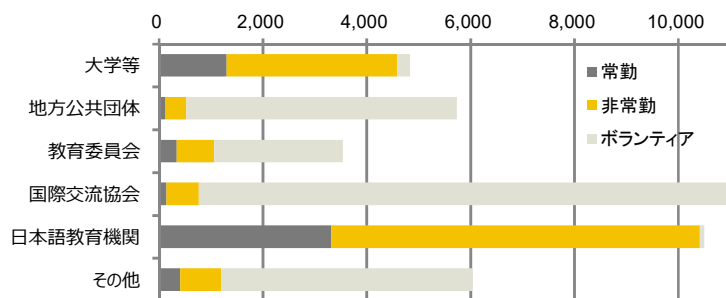


日本語教育機関における留学生受入れ



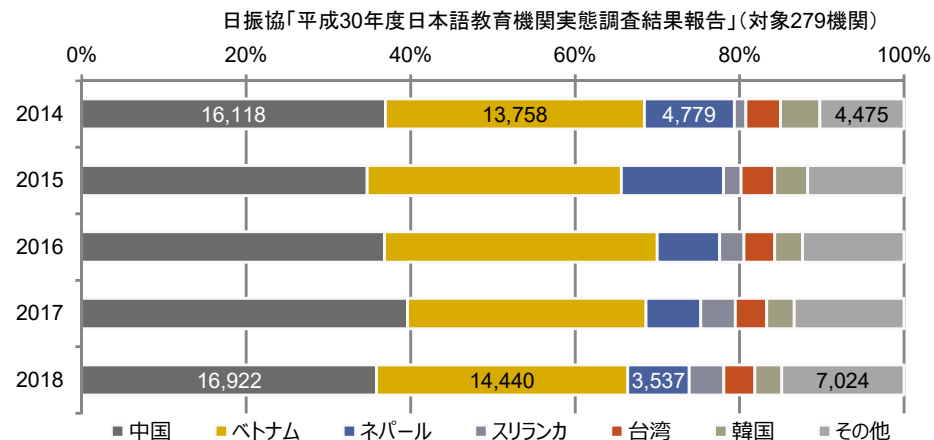
国内の日本語学習者の39.4%（102,454人）が法務省告示日本語教育機関に在籍

専門教育・専門的訓練を受けた教員を抱える集団
常勤3,319人（59%）、非常勤7,096人（55%）



文化庁「平成30年度 国内の日本語教育の概要」

国・地域別比率の推移



海外での募集活動が中心。現地での面接、試験を実施する機関も多数。

地域別では東アジア、東南アジアが中心。多国籍化、非漢字圏が増加。
* 107か国・地域。(平成30年度日振協調査)

後期中等教育修了者に加え、高等教育修了者も増加。
(大学院進学、日本国内での就職希望)

受入れ時期は年2回、又は4回

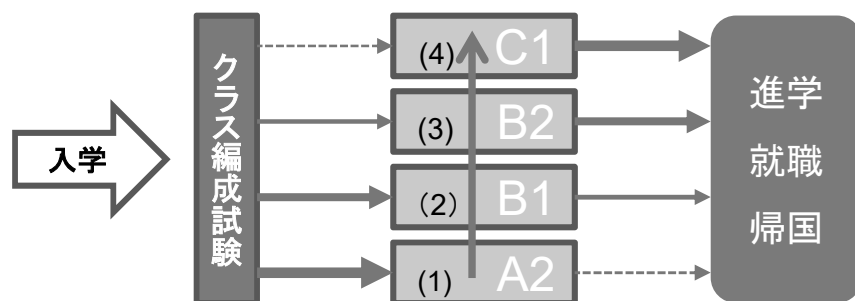
留学生298,980人のうち90,079人、約30%を占める。
(JASSO 平成30年度外国人留学生在籍状況調査結果)

日本語教育機関の教育活動

週5日，年間35週以上・760授業時間以上のコース設定
学習者20人につき1人以上の教員
クラス定員は20人以下

体系的なカリキュラム編成
学習者の日本語力に応じたクラス編成
学習目的を達成した時点で修了・離校

◇2年コース4段階設定の例



2年課程とはN-5取得レベルあるいはほとんど日本語学習経験のない学習者に対して2年間でB2(N-1)以上に到達できるコース。2年間在籍しなければ修了できないということではない。1年間の在籍で進学／就職する者もある。

進学	国内就職	その他
38,924	2,945	921
79.6%	6.0%	1.9%

JASSO「平成29年度外国人留学生進路状況・学位取得状況調査結果」より

日本語教育機関の役割

留学生支援

生活者としての留学生

オリエンテーションの実施

住居支援

健康・衛生面の助言と指導, 健康診断

国民健康保険加入指導

住民登録, 銀行口座開設等の諸手続きの支援

アルバイトに関する指導と支援

交通安全教室の開催, 交通事故等の対応

災害発生時の対応

日本社会を理解するための取組み

文化体験プログラム等の実施

地域交流, ボランティア活動

進路に関する支援

進路に関する説明会等の実施(進学, 就職)

関係資料の収集と提供

在留上の指導・支援

入管法上の留意点についての指導と助言

取次申請者の配置

在留上問題のある留学生への個別指導

不法残留, 不法就労防止の取組

教育活動

教育活動の計画

体系的なカリキュラム編成

教育目標に合致した教材選定

教育活動の実施

学習者の日本語能力に応じたクラス編成

学習目的が達成した段階で修了

授業及び出席の記録と保管

理解度, 到達度の判定

個別学習指導

外部試験(日本語能力試験, 日本留学試験等)への対応

教育活動の評価

自己点検・評価の実施と結果の公表

教育成果の把握

学習成績の記録と保管

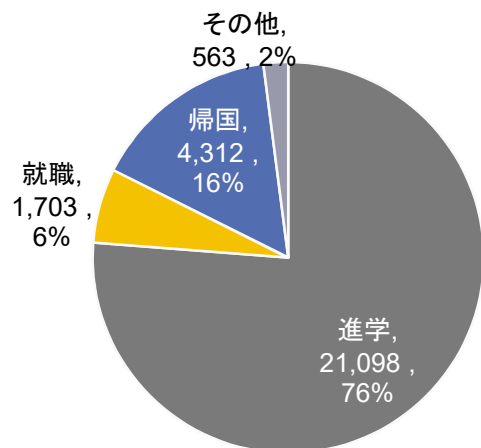
外部試験結果の把握

進路状況の把握

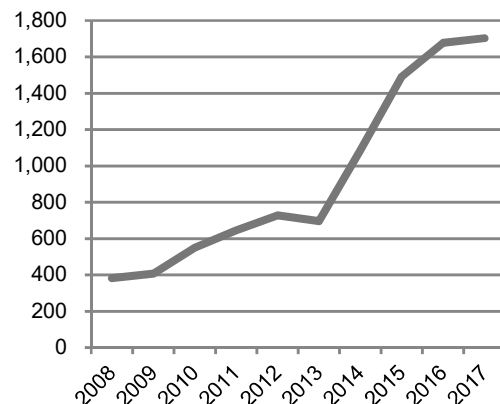
日本語教育機関の役割

(日振協 平成30年度 日本語教育機関実態査 結果報告)

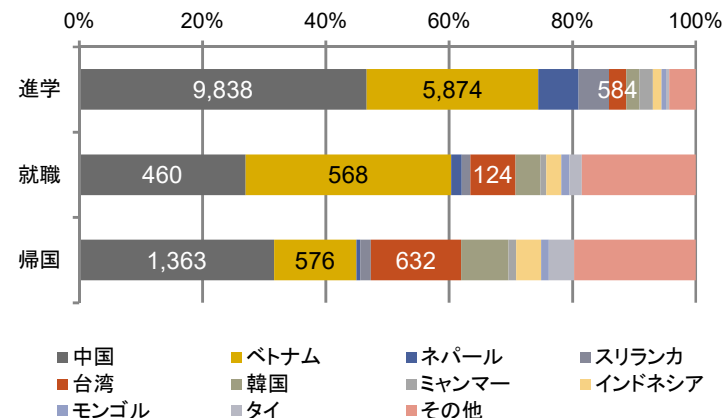
平成29年度修了生の進路



就職者数の推移



国別進路比率



「JASSO 平成29年度外国人留学生進路状況・学位取得状況調査結果」より

	博士課程	修士課程	専門職学位課程	大学(学部)	短期大学	高等専門学校	専修学校 専門課程	準備教育課程	日本語教育機関
日本国内で就職	677	3,215	313	4,418	272	9	7,246	92	2,945
出身国・地域で就職	786	1,579	200	908	26	5	802	28	1,778

日本語教育機関の実施する多様な日本語教育

	学習目的	学歴		基準対象	日本語以外の学習	到達水準	学習期間(最大)	日本語教育修了後の進路	在留	
		大卒	高卒						継続	帰国
海外から受入れ	日本国内で就職	✓		○	ビジネス関連科目	B1~C1 *1	2年	就職(「技・人・国」等)	✓	
		✓	✓	○	進学予備教育	EJU 240	2年	進学(大学・専門学校等)	✓	
	医療・介護人材として就業	✓	✓	○	進学予備教育	EJU 240	2年	進学し資格取得 *2	✓	
	研究・勉学・学位取得	✓		○	研究計画書, 論文の書き方等	B1~C1 *1	2年	大学院進学	✓	✓
		✓	✓	○	進学予備教育	EJU 240 (B2)	2年	大学進学 *3	✓	✓
	勉学・技術習得	✓	✓	○	進学予備教育	EJU 200, N2以上	2年	専門学校進学 *3	✓	✓
	高度な日本語習得, 日本理解深化	✓	✓	○	文化理解・交流活動等	N2~N1/B1~C1	2年	帰国し就業等		✓
特定技能として日本国内で就業		-	△	技能試験対策	A2~B1	1年	特定技能人材として就労	✓		
日本理解・日本語習得 *4	✓	✓	×	文化体験等	ニーズにより設定	90日	帰国		✓	
国内	生活に必要な日本語習得		-	×	日本事情	A2~B1	任意	日本国内に在留継続	✓	
	業務に必要な日本語習得		-	×	分野に応じた専門的表現等	ニーズにより設定	任意	就業の継続	✓	✓

■ 高度な日本語力を養成する課程。《告示基準対象, 在留資格「留学」》

*1 職種や業務, あるいは研究分野により必要とされる日本語力は様々である。修業年限に関わらず学習者の必要とする水準到達した学期終了時に離校。

*2 大学, 専門学校等との接続教育が望ましい。

*3 就職活動で必要な日本語学習支援について日本語教育機関は協力・連携が可能である。

■ 一定程度の日本語力を養成し, 特定技能人材を送り出す課程。(検討中の機関あり)

■ 学習ニーズに合わせて日本語教育を行う課程。《告示基準対象外, 「留学」以外の在留資格・日本語を母語としない学習者対象》

*4 日本語教育機関で実施している短期コースや, 海外の教育機関から派遣された学生グループを対象にしたプログラム等

日本語教育機関の海外展開・連携の例

海外事務所の設置

日本語学校開設

卒業生の組織化(同窓会等)

海外の教育機関への教員派遣, プログラムの提供

現地の日本語教員への指導・支援

海外大学派遣の学生グループに対する日本語教育

国内での連携等

地域との連携

地域ボランティア教員への指導・支援

小中学校における国際理解教育等への協力

交流活動, ボランティア活動

大学との連携

大学に在籍する学生への日本語教育支援

教育実習生の受入れ

日本語教育機関の質保証と日本語教育振興協会

日本語教育機関の水準の維持, 向上を目的に, 平成元年設立。

「日本語教育施設の運営に関する基準」による審査認定。

平成元年～平成22年 全日本語教育機関対象

平成22年～平成28年 日振協会員校中心

留学生受入れに関するガイドライン制定。(平成15年)

「日本語教育機関のための自己点検・評価項目」発表。(平成26年)

「日本語教育機関のための第三者評価事業」創設。(平成27年)

従来の審査認定に替わる「教育活動評価事業」創設。(平成29年)

評価事業 質保証

- 教育活動評価
- 第三者評価
- ISO29991認証取得支援(JAMOTECとの連携)

研修事業 水準向上

- 初任教員研修(文化庁委託研修)
- 主任教員研修(文化庁委託研修)
- 日本語教育機関トップセミナー
- 日本語学校教育研究大会
- 生活指導担当者研修
- 事務統括職員研修会
- 申請取次者講習会

支援事業 日本語教育機関の支援

- 日本語教育機関に関する情報提供
- 留学生の適正な受入れ・在籍管理のための支援
説明会, 情報提供, 中国及びベトナム認証システム

現在,そしてこれからの日本語教育機関の役割

日本語教育機関はこれまで大学等に多くの外国人留学生を送り出している。近年は、母国等で高等教育を修了した留学生を受入れ、日本語教育機関から企業等へ高度な外国人材として送り出す流れができつつある。また、卒業後帰国し、日本語人材として母国等で活躍している者も少なくない。

特定技能人材として日本で就労を希望する外国人に対して、日本語教育と共に、日本社会に適応するための支援を行うことも可能である。

専門教育・訓練を受けた多数の教員を擁する集団として、地方自治体等と連携し、地域における日本語教育に貢献することができる。

外国人材の積極的受入れという社会の要請の中で日本語教育機関は幅広い役割を果たすことができる。

更なる役割を果たすために;

日本語教育機関を法律で「教育機関」として規定し、所管官庁を明確にされることを要望する。

社会的に、また、国際的に信頼されるためには、設置のための基準に加え、教育機関としての運営状況を客観的に評価する第三者評価の仕組みが必要である。

日本語教育推進法附則において検討事項とされている日本語教育機関の制度の整備について早急に取り組み、具体化されることを要望する。